

株式会社北海道銀行が実施する 松原産業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社北海道銀行が実施する松原産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年4月22日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

松原産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が松原産業株式会社（「松原産業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参考し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共にこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的

で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、松原産業の持つうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、松原産業がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

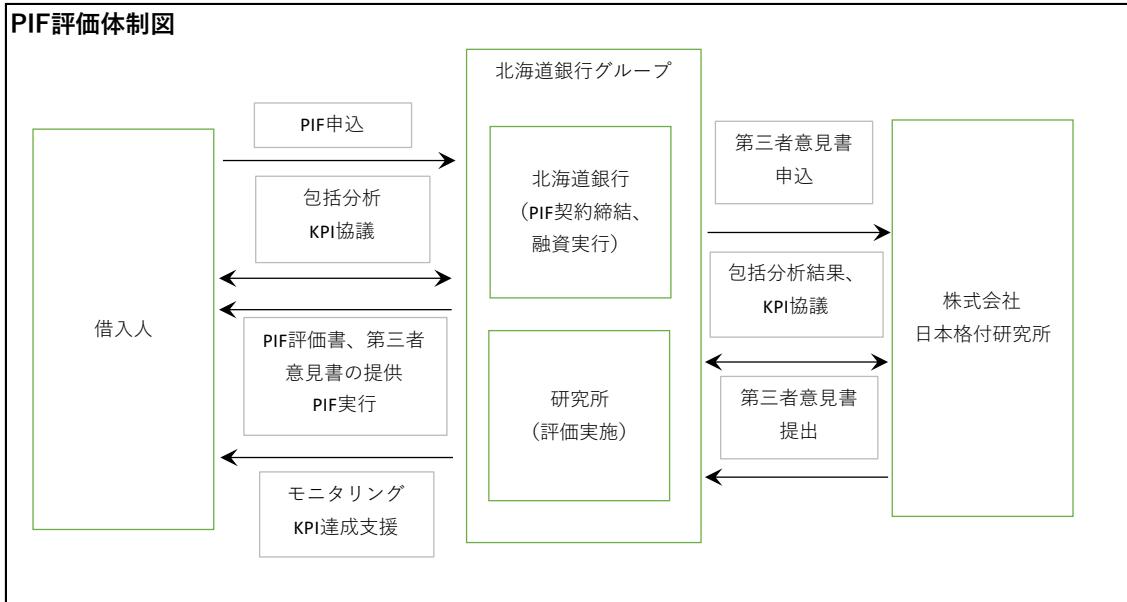
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするため、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所

(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF原則3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポートинг

PIF原則3で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に対し整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である松原産業から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタンダードがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参考しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタンダード
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したもので、ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■ 用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■ サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 クリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【松原産業株式会社】

評価実施機関： 株式会社道銀地域総合研究所



道銀地域総合研究所は、国連環境計画金融計画（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、松原産業株式会社（以下、松原産業）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、松原産業に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	松原産業株式会社
借入金の金額	200 百万円
借入金の資金使途	運転資金
モニタリング期間 (返済期限)	5年 (2029 年 3 月 31 日)

1. 松原産業の事業概要

（1）会社概要

企業名	松原産業株式会社
従業員数	117 人（2023 年 12 月末現在）
売上高	6,878 百万円（2023 年 3 月期）
本社所在地	北海道夕張郡栗山町中央 1 丁目 1 番地 1
主たる事業分野	<ul style="list-style-type: none">・ 木製品製造・販売事業・ グラフィックスプリント事業・ 建設事業・ 不動産賃貸業
事業所一覧	<ul style="list-style-type: none">・ 東京支店 (営業本部) 東京都江東区新木場 3 丁目 8 番 7 号・ 仙台営業所 宮城県仙台市宮城野区扇町 4 丁目 6 番地 20 号・ 大阪営業所 大阪府堺市美原区木材通 4 丁目 6 番 7 号・ 札幌営業所 北海道札幌市東区北丘珠 3 条 3 丁目 1 番 55 号・ 栗山工場／営業部 北海道夕張郡栗山町字旭台 23 番地 100・ 栗山木材利活用工場 北海道夕張郡栗山町旭台 23 番地 88・ 繼立工場 北海道夕張郡栗山町継立 363
関連会社	<ul style="list-style-type: none">・ 松原商事株式会社（宅地建物取引業、不動産賃貸業）・ 東邦製袋株式会社（ケラフ製袋製造販売・ダンボールケース・その他包装資材販売業）・ 栗山自動車整備株式会社（各種自動車整備、車販、板金、自動車・火災保険代理業）・ 株式会社栗山自動車学校（自動車運転教習事業）

(2) 主な沿革（抜粋）

西暦年	主な沿革
1907	初代会長である松原外次郎氏が富山県から北海道へ移住、事業を開始する
1924	北海道炭鉱汽船の土地管理と坑木造材の業務担当することで、木材業が主力事業となる
1931	松原武吉氏が初代社長に就任、松原組として木材業の営業を開始する
1935	松原造材部を設立、事業拡大を図る
1941	現在の北海道栗山町に新事務所を設置
1948	東京都中央区京橋に松原産業株式会社を設立
1955	本社を北海道栗山町に移転
1960	札幌床板工場の新築・操業を開始、継立経木工場を新設
1970	松原東一郎氏が代表取締役社長に就任
1979	生産工場部門の統合集約を目的に新栗山工場を設置
1982	東京都新木場に東京支店を設置
1990	売上高100億円を達成する
1993	松原正和氏が代表取締役社長に就任
1995	営業部を栗山町の本社に移転
1996	グラフィックスプリント事業部の新設
2016	自然エネルギーの活用を図るため、北海道芦別市の自社遊休地に「芦別太陽光発電所」を建設 ※2021年に北海道ガス株式会社が取得、運用に至る
	NCルーター加工機を導入、自由なデザインによるフローリングの加工や新商品の開発・製造を開始
2023	松原由典氏が代表取締役社長に就任



写真：現在の北海道栗山町に新事務所を設置

(写真出所) 松原産業 HP



写真：東京本社時代

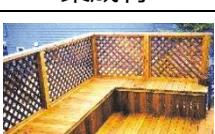
(3) 主な事業活動

松原産業は、一般住宅や店舗、学校の体育館等のフローリング床として使用される木材の製造販売を主要事業としているほか、バスや営業車両への社名や広告の印刷を行うグラフィックスプリント事業、新築工事やリフォーム工事をはじめとする建築工事事業を行っている。

〈主な事業活動一覧〉

①木製品製造・販売事業

松原産業は、創業以来「山から木を伐り、育てる」というサイクルを時代に先駆けて行い、現在、北海道栗山町の2工場で環境への負荷の少ない木製品を製造、販売している。松原産業の木製品は、「1つとして同じ木目はない、天然素材の持つ優美さと温もり」が特徴である。

主な用途	製品名	製品概要
ブロック／体育館・ジム向けスポーツフロア	 エムエスパーケット	本製品により釘を使用しない直張工法が可能となる。JAS認定工場として長年培ってきた技術と精度で、貼りあがりの美しさ、施工のし易さは、他社製品より優れているとの評価がある。また、文教施設から住宅まで、あらゆる建築物に適応する基本性能がある。
	 体育館専用フローリング	国立代々木競技場第二体育館に採用された実績ある。強い衝撃に耐えることができる優れた維持性能及び特殊施工法の技術力とともに、木質を生かした樹脂塗装により亀裂や剥離を防ぎ、プレーの妨げにならない美しい光沢を保つ「滑らない床」が特長である。
一般住宅・店舗向け エムエスフロア	 エムエスフローリング	体育館専用フローリングで培った製造技術を活用した製品である。
	 リバティウッド	「フローリング＝長方形」という常識を脱ぎ捨て、多彩なカタチの組合せが可能なフローリングである。
合板・集成材・建材等 その他の木製品	 しな合板	しな合板の歴史は古く、昔から家具材をはじめ店舗や住宅の棚等の内装、抜型用（箱の型となるダンボール板を切り抜く刃物を固定する板に使用）等、その用途は多岐にわたる。
	 各種合板	輸入合板をはじめとする造作用、構造用、国産針葉樹合板など各種合板、並びにパーティクルボード等の各種木質材料を取扱っている。
	 集成材	主に家具、カウンターテーブルなどで使用する高品質な広葉樹集成材を各種取扱っている。
	 輸入建材	オーストラリアから直輸入の優良建材を取扱っており、公共施設や屋外遊歩道、ウッドデッキ・パーゴラ・テラス、露天風呂の床等、その用途は広がっている。

②グラフィックスプリント事業

布地、ガラス、コンクリート、鉄板などの素材に対して、耐久性に優れた印刷を実現する最新システムを導入しており、幅広い印刷ニーズに対応している。札幌市営地下鉄の車両ラッピング広告に採用される等、デザインから施工までプリントアートの可能性を多彩に広げており、着実に実績を上げている。

主な用途	製品名	製品概要
屋外・壁面サイン		屋外耐候性に優れた製品で、メンテナンス費用を削減することが可能である。
車両マーキング		バス車両マーキングは、巨大な迫力のある広告展開が可能で、窓を含めてたタテの媒体空間を活用するとより一層の広告効果も発揮できる。
フロアマーキング		タイル、アスファルト、長尺シート等、表面の防滑性能に優れた、床の特徴に合わせたフロアシートを提案することができる。
ウインドウマーキング		高透明シートにUVプリンター印刷により、表からも裏からも鮮明なグラフィックを表現できる。また、カラーインクとホワイトインクを使い分けることで、どこにでもあるガラスに多彩な表現が可能となる。
デザイン・企画		ロゴマークの作成やキャラクターの開発、パンフレットの作成の要望に対応することができる。
その他		サインボード、大型バナーサイン、バックボードサインなど、様々なサイン・広告に対応することができる。

③建設事業

『人もペットも「安心」、「安全」に暮らせる住まいづくり』をテーマに住宅のリフォーム・新築工事を行っている。また、公共工事のほか、福祉施設・大型構造物までの施工管理や外構工事まで建物全般に関する事業も行っている。

なお、ペット専門（主に犬）の住宅のリフォーム・新築工事に関しては、「愛犬家住宅コーディネーター」が打ち合わせから参加して、住宅完成まで顧客をサポートするほか、「愛犬の育て方」、「愛犬との住まいの方法」についても適宜アドバイスを行っている。



（4）企業理念、経営方針

松原産業は、北海道の大地に根ざした木材の総合会社である。緑豊かな大自然から分け与えられる原木という1次製品、そこに長い歴史の中で培った技術力をあますところなく注ぎ、フローリングをはじめとする質の高い2次製品を産み出し、全国へ供給することで、快適な住環境づくりの下支えに努めている。

松原産業の社業の根幹として、創業当初より植林や森林再生事業にも尽力している。「いかに科学が進もうとも、私たちは大自然のふところの中で生かされている存在である」、この原点を見つめながら、今後もより豊かな暮らしへの可能性を見つけ創造していくことで、「地球と人に優しい、そして社会に貢献する企業」として、明日への歩みを力強く進めている。

経営理念	自然を愛し 安全・安心を常に求め 正直な経営を心掛けよう	
シンボルマーク		シンボルマークは、創業 60 年および会社設立 45 年を機に、M と S を組み合わせ躍動感と将来への意欲を動きのある直線と曲線で表し、力強く安定した企業と将来への発展をイメージしている。

(5) 内部環境・外部環境

①内部環境

松原産業は1948年の創業以来、北海道の大地に根ざした木材の総合会社として、先述のとおり各種事業を展開している。丈夫で高品質な製品を産み出す力は、山林等の自社の保有資源が下支えしている。

現在は、製造部門としてフローリング工場、合板工場、集成材工場の3工場を有しており、「なら」、「かば」、「しな」、「たも」、「にれ」等の広葉樹原料を主とした製品を製造しているほか、関連事業として土木建築、住宅リフォーム等も行っている。営業拠点は北海道各地、東京支店、仙台営業所、大阪営業所に販売網を有している。加えて、道内各地に約4,000haの社有林を有し、育林をはじめ環境に優しい森林経営も行っている。

製品の特徴としては、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の化学物質、有機溶剤が少ない接着剤、原料、塗料を使用しており、環境に優しい内装関係木製品として使用されており、木質内装材は保温、調湿、耐久性等の住環境に優れている。また、輸入関連事業として、防腐防虫剤を使用せず、腐食に強い材としてオーストラリアよりサイプレス（オーストラリアひのき）を直輸入し、公共施設や屋外遊歩道、ガーデニング資材として幅広い用途がある。

特記事項	 ★★★★★ F★★★★	JAS ホルムアルデヒド放散基準値合格品 ホルムアルデヒドを発散する恐れのある建築材料は、発散量に関する等級区分により、使用面積の制限等がある。松原産業の木製品はすべて「F☆☆☆☆☆（ホルムアルデヒドの発散が極めて少ない製品）」対応のJAS合格品となっており、使用面積の制限なく使うことのできる、安全性の高い製品である。
------	---	---

【ポイント】

- ・道内各地に約4,000haの社有林を有し、育林をはじめ環境に優しい森林経営を行っている。
- ・すべての木製品は、JASホルムアルデヒド放散基準値合格品である。

②外部環境

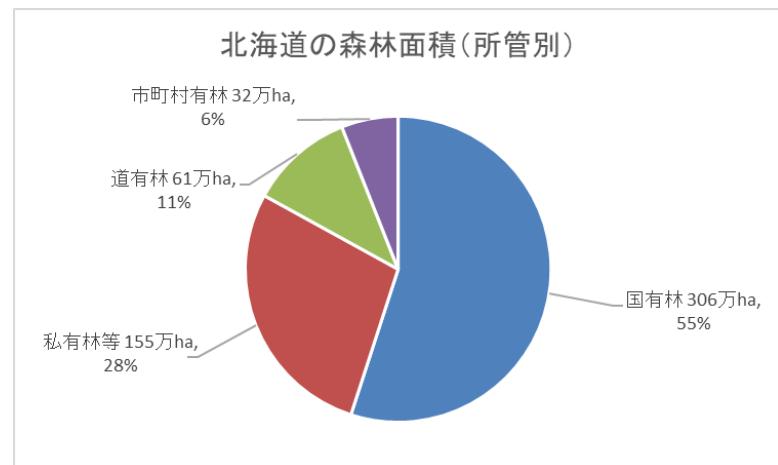
ア. 北海道の森林資源

本道の森林面積は、令和4年4月1日現在では554万haと、北海道の土地面積（北方領土を除く）の71%、全国の森林面積に占める割合は22%となっている。また、森林面積を道民1人当たりに換算すると約1.1haであり、全国平均の約5倍である。

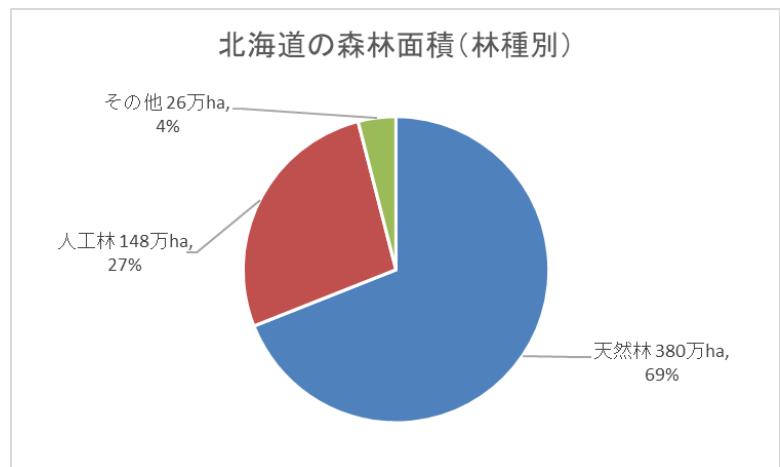
北海道の面積の約7割を占める森林は、大気中の二酸化炭素を吸収・固定することで、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化の防止に貢献している。また、森林から産出される木材は、炭素を長期間固定することに加えて、製造時等のエネルギー消費が少ない資材であるとともに、化石燃料の代替として、エネルギー利用が可能なことから、二酸化炭素排出削減にも寄与している。

一方で、北海道の森林は戦後植林した人工林の約8割が利用期に達しており、高齢な樹木が多く、成長力が低下していることから、2020年度の森林による二酸化炭素吸収量は、前年度に比べ1割ほど低い747万t-CO₂となっており、現状のまま推移すると森林吸収量が大幅に減少することが避けられない状況にある。このため、北海道や市町村等の関係機関と緊密に連携・協力しながら、計画的な伐採と着実な植林による森林の若返りを進めるなど、地域が一体となって活力ある森林づくりに取組むことが重要となっている。

図表1 北海道の森林面積（所管別）



図表2 北海道の森林面積（林種別）

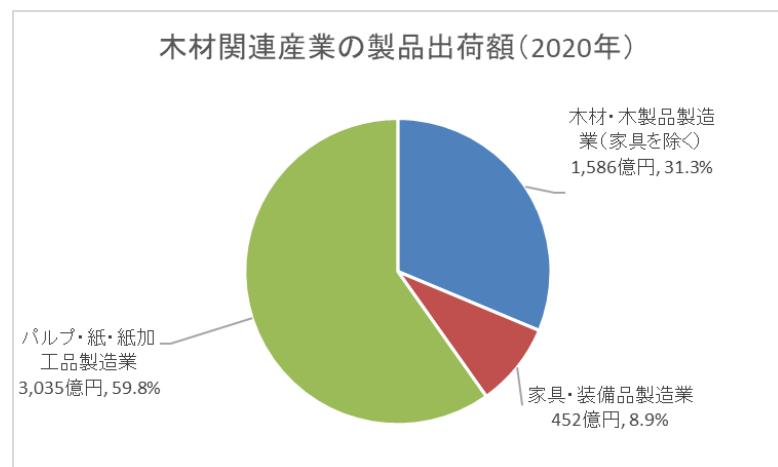


(出所) 北海道水産林務部「北海道林業統計」

イ. 木材加工の動向

北海道内における 2020 年の木材関連産業の製造品出荷額は 5,073 億円で、その内訳はパルプ・紙・紙加工品製造業が 3,035 億円（木材関連産業の製造品出荷額の 59.8%）、木材・木製品製造業（家具を除く）が 1,586 億円（同 31.3%）、家具・装備品製造業が 452 億円（同 8.9%）となっている。

図表 3 木材関連産業の製品出荷額(2020)

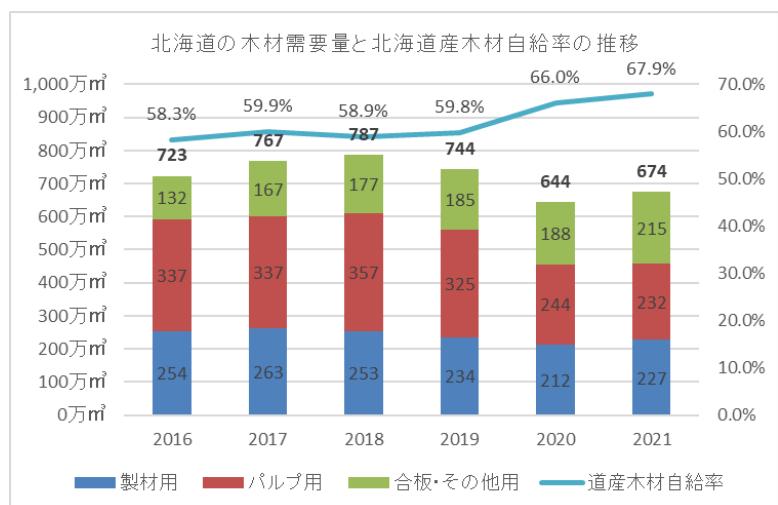


(出所) 経済産業省「経済センサス」

ウ. 木材需給の動向

2021 年度は、ウッドショックの影響で国産材需要が増加する一方、製紙需要は減少したため、北海道内の木材需要はパルプ用が減少し、製材用、合板・その他用が増加した。また、2021 年度の木材供給量は、北海道産木材供給量が増加し、輸入材供給量が減少したことから、北海道道産木材自給率は前年度より 1.9% 上昇した。

図表 4 北海道の木材需要量と北海道産木材自給率の推移



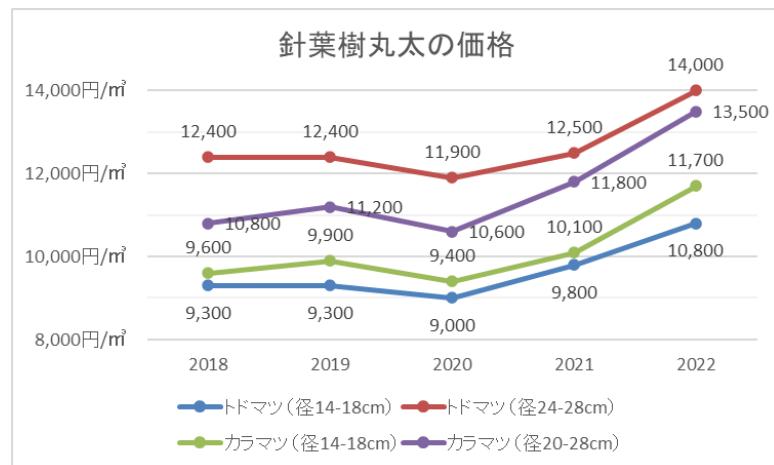
(出所) 北海道水産林務部「北海道木材需給実績」

I. 木材価格の動向

2021 年度は、米国における住宅需要の急増や中国の景気回復による木材需要の高まり、また、荷役作業員の不足や検疫強化といった海外の港湾機能の低下によるコンテナの滞留等により、輸入製材の国内入荷量が減少したことから、輸入製材の代替として北海道産木材製品の需要が増加した。

2022 年度は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響から、欧州材の入荷が困難になるとの予測により引き合いが増加し、春先にかけて国内の輸入製材の港頭在庫が急激に増加した一方、インフレや円安等による資材高騰が進む中で、国内の新設住宅着工戸数が減少した。こうした状況の中、丸太価格は合板需要の影響から上昇傾向で推移しており、製材価格も建築材、梱包材・パレットともに高値で推移している。

図表 5 針葉樹丸太の価格



図表 6 針葉樹製材の価格



(出所) 北海道水産林務部「木材市況調査月報」(※12月価格)

【ポイント】

- ・北海道内の人工林は利用期を迎えており、資源の循環利用が重要となっている。
- ・輸入木材製品の品薄状態とそれに伴うウッドショックにより、北海道産木材に注目が集まっている
- ・輸入木材からの代替材としての北海道産木材の需要も徐々に広がっている。

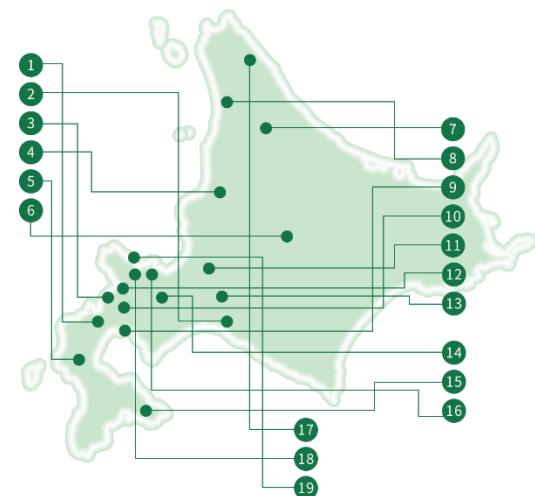
(6) SDGsへの理解と取組み

①植林・育林活動

初代社長の松原武吉氏は、山と木材の可能性をいち早く見抜き、木の伐採後には植樹を行うといった循環型の資源活用による持続可能な経営を目指し、北海道内に約4,000haにおよぶ山林を取得して現在に至る。伐採後の植林、育林に重きを置いた創業当初の事業ポリシーを継承し、これらの広大な社有林を育成・活用(循環型森林育成)することで、地球環境保護に貢献している。

図表 7 松原産業の社有林 北海道内の森林面積一覧

①黒松内町	1,669.96ha	⑪岩見沢市	70.23ha
②厚真町	716.82ha	⑫共和町	50.53ha
③蘭越町	397.09ha	⑬栗山町	39.72ha
④小平町	334.98ha	⑭京極町	38.46ha
⑤今金町	302.33ha	⑮函館市	33.72ha
⑥美瑛町	225.00ha	⑯赤井川村	28.10ha
⑦名寄市	137.41ha	⑰中頓別町	16.04ha
⑧遠別町	126.42ha	⑲仁木町	18.30ha
⑨豊浦町	112.70ha	⑳余市町	7.39ha
⑩ニセコ町	75.40ha	合計	4,400.59ha



(出所) 松原産業 HP

②植樹活動

松原産業の社有林にて、野球のバット材として貴重なアオダモの木を残すべくアオダモ植樹活動を行った実績がある。また、近年では、NPO 法人「アオダモ資源育成の会」主催により、北海道ニッポンハムファイターズ栗山英樹元監督が所有する「栗の樹ファーム」にて、近隣市町村の球児と家族を対象とした植樹にも協力している。



写真：社有林でのアオダモ植樹活動

(写真出所) 松原産業 HP

③将来的な SDGs の推進

松原産業では、従前から自社で主体的に実施している以下の取組みを通じて、従業員が主体となり環境問題や SDGs について理解を深めることを目指している。引き続き、行政や関係団体等と連携を図りながら、地域貢献活動や啓発普及活動を促進、地域での SDGs 体験の機会をより一層増やしていくことにより、地域社会や環境に貢献する企業を目指していく。

テーマ	取組み内容	対応する SDGs17 の目標			
持続可能な森林経営	松原産業の社有林の適正な維持管理と活用を行い、持続可能な森林経営を通じて、全世界共通の課題である二酸化炭素の削減、景観の維持管理、水源の維持管理に加え、新たな森林の活用方法を模索し、多様な価値創造を目指していく。	 6 安全な水とトイレを世界中に	 8 働きがいも経済成長も	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を
持続可能な地域企業	創業以来、北海道栗山町で安心・安全を追求したものづくりを心掛けるとともに、各種建設、土木等の公共事業や一般住宅建築事業を通じて、町の発展に寄与している。また、従業員への教育、福利厚生等の充実を通じて、地域経済の活性化及び地域や国の未来に貢献していく。	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 働きがいも経済成長も
持続可能な製品の製造・調達	自社工場で製造された安心・安全に配慮した高品質の製品をはじめ、世界各地から持続可能な製品（森林認証など環境配慮製品）を積極的に仕入れ、販売促進を図っていく。また、再生可能エネルギーの活用により、地域でのエネルギーの好循環を目指していく。	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を

(出所) 松原産業

2. 【松原産業】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。

まず、松原産業の事業については、国際標準産業分類における「建設資材、金物、給排水設備および暖房器具および消耗品の卸売業」、「ベニヤシート、木質パネルの製造」、「建築物の建設業」、「建築完成・仕上げ業」、「林業支援サービス」、「所有または賃貸物件を伴う不動産業」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 の通り。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●
	健康および安全性	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●
	生計	●	●
	平等と正義		●
社会経済	強固な制度・平和・安定		●
	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性	●	●
	生物多様性と生態系	●	●
	セキュラリティ		●

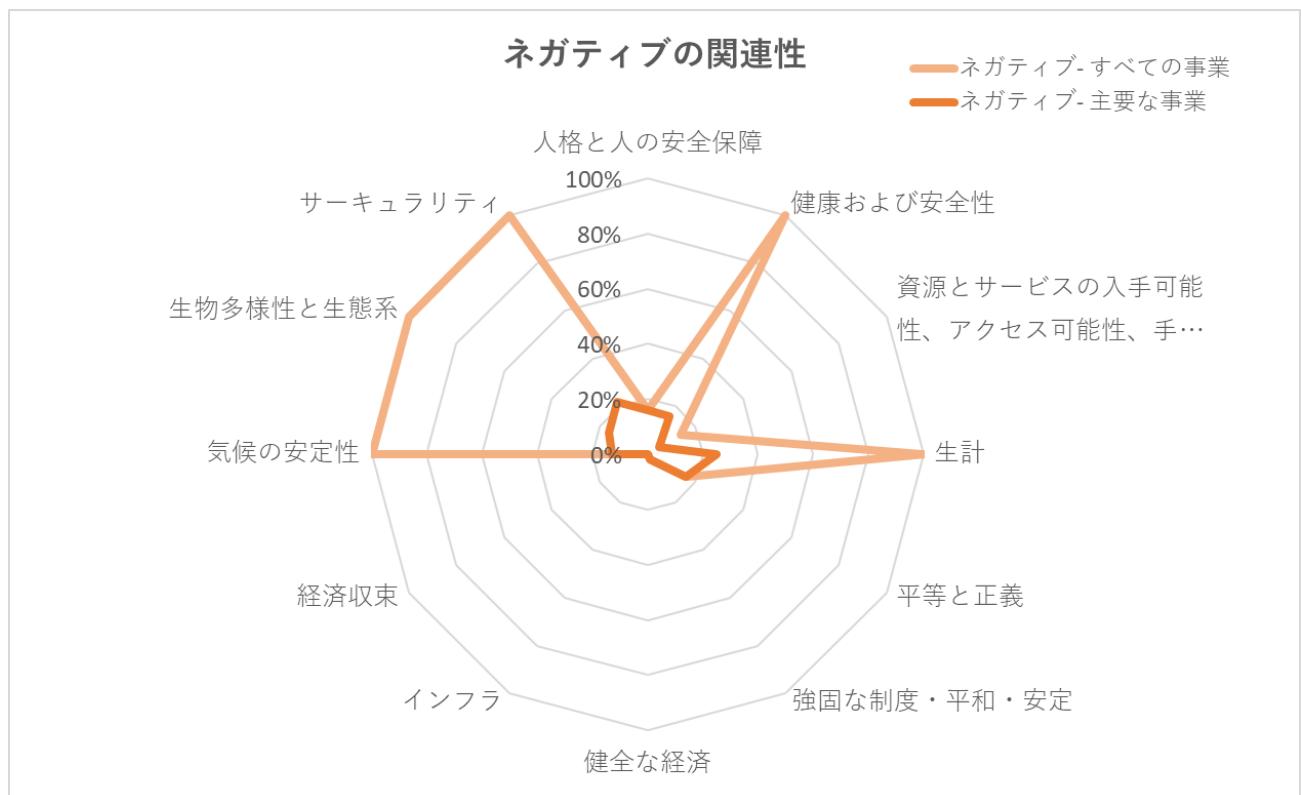
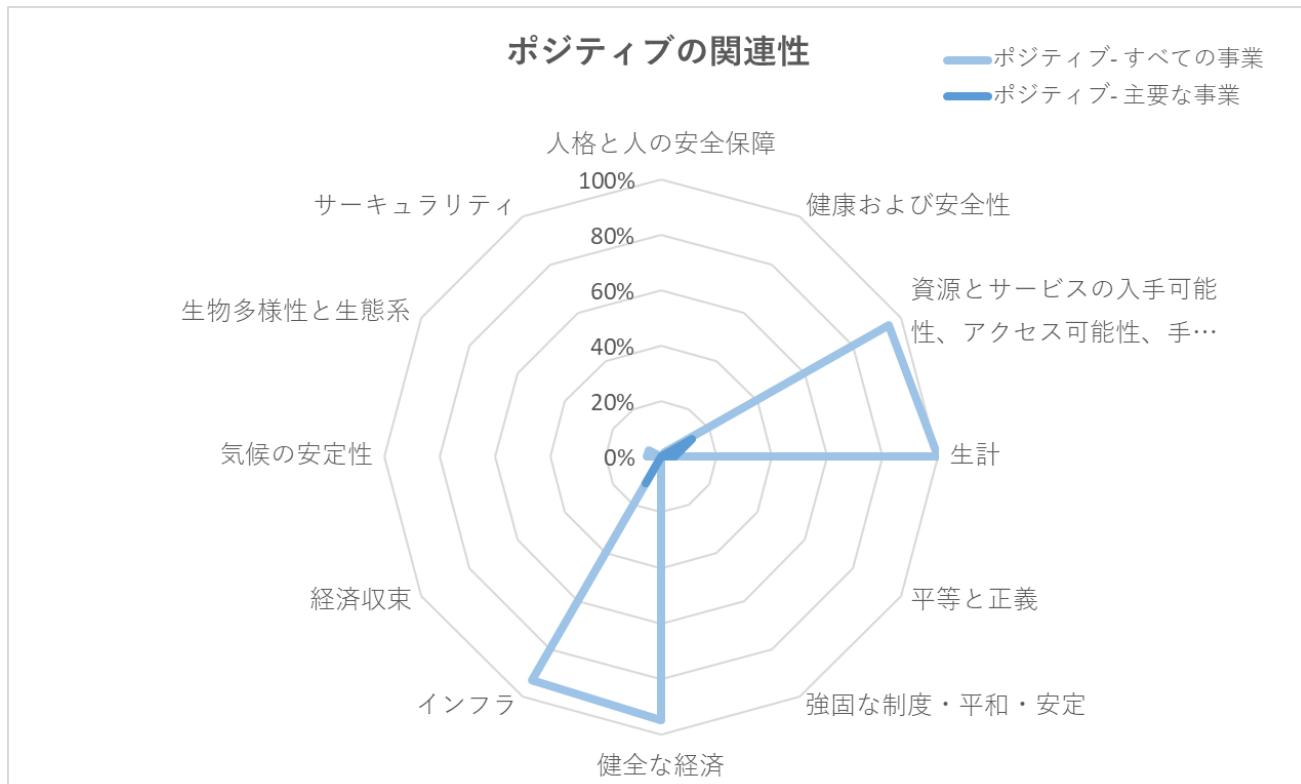
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	4663 建設資材、金物、給排水設備および暖房器具および消耗品の卸売業	1621ペニヤシート、木質パネルの製造	4100 建築物の建設業	4330 建築完成・仕上げ業	0240林業支援サービス	6810 所有または賃貸物件を伴う不動産業	全事業			
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争										
		現代奴隸					●		●			●
		児童労働							●			●
		データプライバシー										
		自然災害					●		●			●
	健康および安全性	健康および安全性		●		●	●		●	●	●	●
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水						●			●
		食料										
		エネルギー	●			●	●				●	●
		住居	●		●	●		●		●	●	●
	教育	健康と衛生	●							●		●
		教育							●		●	
		移動手段								●		●
		情報										
		コネクティビティ										
	平等と正義	文化と伝統					●			●		●
		ファイナンス										
		生計	雇用	●		●	●	●	●	●	●	●
		賃金	●		●	●	●	●	●	●	●	●
		社会的保護		●		●		●		●	●	●
社会経済	強固な制度・平和・安定	ジェンダー平等							●			●
		民族・人種平等					●		●			●
	健全な経済	年齢差別										
		その他の社会的弱者					●		●			●
		法の支配								●		●
	健全な経済	市民的自由										
		セクターの多様性										
		零細・中小企業の繁栄	●		●	●	●			●		●
環境	インフラ	インフラ	●		●	●	●				●	
		経済収束										
	生物多様性と生態系	気候の安定性	●		●		●		●	●	●	●
		水域	●		●		●			●		●
		大気	●		●		●			●		●
		土壤					●		●		●	
		生物種	●				●		●		●	
		生息地	●				●		●		●	
	サーキュラリティ	資源強度			●		●		●		●	
		廃棄物	●		●		●		●		●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

これらの集約結果、及び松原産業の個別要因を加味した修正結果は、以下の通り。インパクトトピック単位での修正内容は、別表2の通り。

The diagram illustrates the process of summarizing impact analysis results. On the left, a detailed table shows impacts across three categories (Social, Social-Economic, Environment) for various sub-topics. A large blue arrow points from this detailed table to a summary table on the right, which contains only the 'All Business' row.

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●
	健康および安全性	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●
	生計	●	●
	平等と正義		●
社会経済	強固な制度・平和・安定		●
	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性	●	●
	生物多様性と生態系	●	●
	サーキュラリティ		●

全事業	
ポジティブ	ネガティブ
●	
●	●
●	
●	●
●	●
●	
●	●
●	
	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトトピックスとして「健康および安全性」、「エネルギー」、「住居」、「健康と衛生」、「教育」、「雇用」、「賃金」、「社会的保護」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「気候の安定性」、「土壤」、「生物種」、「生息地」を確認した。一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトトピックスとして、「現代奴隸」、「児童労働」、「自然災害」、「健康および安全性」、「水」、「エネルギー」、「住居」、「移動手段」、「文化と伝統」、「賃金」、「社会的保護」、「ジェンダー平等」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「法の支配」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壤」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの削除したインパクトトピックは以下の通り。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	変更理由
追加項目	ポジティブ インパクト	社会経済	人格と人の安全保障	自然災害	地域における災害復旧に関する取組みに携わっているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
	ネガティブ インパクト	社会	平等と正義	年齢差別	ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
削除項目	ポジティブ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー	自社のみでの再生可能エネルギーの使用のため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	事業活動において衛生設備（浴槽、洗面器、トイレ等）の卸売りが含まれていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	生計	社会的保護	当該インパクトトピックに該当する活動がないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会経渓	インフラ	-	インフラ建設に関する事業活動に携わっていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
削除項目	ネガティブ インパクト	社会	人格と人の安全保障	現代奴隸	事業活動において人権侵害や搾取を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
				児童労働	
				自然災害	自然災害の悪化につながりうる事業を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	飲料水の不足および汚染につながりうる事業活動に携わっていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				エネルギー	エネルギーへのアクセスを損なわせるような活動を行っていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				住居	適正な価格の住宅へのアクセスを阻害していないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				移動手段	混雑の原因をもたらす事業活動を行っていないため、ネガティブ・インパクトの対象外とした。
				文化と伝統	文化財及び歴史的建造物等に影響をもたらす事業活動を行っていないため、ネガティブ・インパクトの対象外とした。
				生計	労働者に対して賃金格差、不当に安い賃金設定をしていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配	法令順守、ガバナンスが機能していることと、事業活動で違法開発等を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		環境	生物多様性と生態系	水域	大量の排水・廃油・粉塵等が出る工程がないことに加え、生物多様性や生態系に影響を与える事業や開発に直接携わっていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				大気	
				土壤	
				生物種	
				生息地	

《別表2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隸			●	
		児童労働			●	
		データプライバシー				
		自然災害			●	
	健康および安全性	健康および安全性	●	●		
		水		●		
		食料				
		エネルギー	●	●		
		住居	●	●		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	●			
		教育	●			
		移動手段		●		
		情報				
		コネクティビティ				
	平等と正義	文化と伝統		●		
		ファイナンス				
		雇用	●			
		賃金	●	●		
		社会的保護	●	●		
社会経済	強固な制度・平和・安定	ジェンダー平等		●		
		民族・人種平等		●		
	健全な経済	年齢差別		●		
		その他の社会的弱者		●		
	インフラ	法の支配		●		
		市民的自由				
		セクターの多様性				
環境	生物多様性と生態系	零細・中小企業の繁栄	●			
		インフラ	●			
		経済収束				
		気候の安定性	●	●		
		水域		●		
	生物多様性と生態系	大気		●		
		土壤	●	●		
		生物種	●	●		
		生息地	●	●		
	サーキュラリティ	資源強度		●		
		廃棄物		●		

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下の通り。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I 国産材の利用促進、植樹活動の推進	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	
	気候の安定性	-	
	生物多様性と生態系	土壤、生物種、生息地	
II 環境配慮に向けた取組み	気候の安定性	-	
	サーキュラリティ	資源強度、廃棄物	
III ワークライフバランス等への取組み	健康および安全性	-	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	住居、教育	
	生計	雇用、賃金、社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等、民族・人権平等、年齢差別、その他の社会的弱者	
IV 地域貢献に向けた取組み	人格と人の安全保障	自然災害	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	
	生計	雇用	

4. 松原産業に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

（1）国産材の利用促進、植樹活動の推進

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上
インパクト・カテゴリー	PI：〈零細・中小企業の繁栄〉、〈気候の安定性〉、〈土壤〉、〈生物種〉、〈生息地〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	国産材の利用促進、植樹活動の推進により持続可能な森林形成に貢献する。
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・国産材の使用促進・植樹活動の推進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none">・2030 年度までに国産材の利用割合 95.6%（2023 年度基準）の維持・2030 年度までに約 15ha／年（2022 年度基準）の植樹活動の維持

①国産材の利用促進（PI: 〈零細・中小企業の繁栄〉）

松原産業では、自社の事業活動を通じて、北海道等の国産材の利用促進、強いては国内林業の活性化の取組みに貢献している。これらの取組みにより、林業従事者の増加、育成につながり、国内林業の活性化に直結しているとともに、地域経済の振興にもつながっている。

現状、北海道内的人工林は利用期を迎えており、ウッドショックによる影響により北海道産木材に注目が集まっている。輸入木材からの代替材としての北海道産木材の需要も徐々に広がっている。

以上のことから、今後も北海道等の国産材の利用を維持することは、国内林業存続の観点からも必要不可欠である。

ア. 松原産業の国産材の利用割合

国産材の利用割合	2023 年度 現在 : 95.6%（※輸入材の割合 : 4.4%）
----------	------------------------------------

②植樹活動の推進（PI:〈気候の安定性〉、〈土壤〉、〈生物種〉、〈生息地〉）

松原産業の社有林（管理林を含む）の植樹活動に関しては、各地区を管轄する森林組合の持続的な地区伐採計画に基づき、伐採した年の1年後の植林計画に従って植樹活動を行っている。これらの計画及び2022年度の実績に基づき、2030年度までに約15ha／年の自社所有地も含めた北海道内の植樹活動を実施することにより、持続可能な森林形成に貢献していく。

図表8 植樹活動の主な効果

野生生物の生息地を提供	植樹活動によって森林が形成されることで、様々な動物の生息地や食料をもたらす場が形成され、野生生物や生態系の繁栄を助けることとなる。
土壤浸食の防止	植物や樹木がない地域においては、地面の下に樹木の根のネットワークが形成されていないため、風雨で表面の土が流出する土壤浸食が起こりやすい状態となり、土壤浸食が繰り返されることにより土地は痩せ、作物が育ちにくくなる。植樹活動により樹木の根と土壤を結びつくことにより、土壤侵食の歯止めとなる。
気候変動への課題改善	樹木は、光合成をすることで二酸化炭素を吸収し、酸素を出しながら炭素を樹木に貯蔵する。植樹活動による樹木の増加は、気候変動や地球温暖化を引き起こす大きな要因となる温室効果ガスの減少につながる。

（参照）特定非営利活動法人 NATURE SERVICE

(2) 環境配慮に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	NI の低減
インパクト・カテゴリー	NI: 〈気候の安定性〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	再生可能エネルギーの活用等による廃棄物削減に向けた取組みを推進することで、持続可能な社会づくりに貢献する。
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物削減に向けた木質バイオマスボイラーの利用による再生可能エネルギーの活用維持 ・製造過程での木材端材の有効活用、廃棄物削減に向けた取組み <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度までに燃料費削減効果 1,300 万円/年（2022 年度基準）の節減維持 ・木材端材の再利用 500 m³（2022 年度基準）の維持 ・木材端材の有効利用による製造過程での廃棄物排出量 600 m³（2022 年度基準）の削減

①再生可能エネルギーの活用 (NI: 〈気候の安定性〉、〈資源強度〉)

松原産業では、1974 年のオイルショックを契機に、木質バイオマスボイラー（木くず焚ボイラー）※を導入しており、必要な蒸気熱エネルギーの使用燃料を重油から工場の木材端材を使用する木質バイオマス燃料 100% 変換した。木材端材を燃料とした熱利用により 80% のエネルギー効率が得られる。

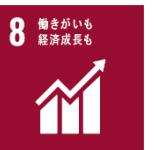
木質バイオマスは、再生可能であるとともに、二酸化炭素排出削減にも貢献するカーボンニュートラル資源である。この利活用を継続することにより、海外からの輸入に頼る化石燃料の消費を削減し、脱炭素社会実現や環境負荷の軽減に貢献するとともに、林業や木材産業の振興にも貢献していく。

※1974 年当時、栗山床板工場と継立合板工場に木質バイオマスボイラー（木くず焚ボイラー）を導入。現在は、継立合板工場は初期の単板を乾燥する工程が無くなり、ホットプレス熱圧のみの使用となつたため、現在は、従来の木屑ボイラーから小規模のガスボイラーに 2022 年に変更した。

②廃棄物削減に向けた取組み (NI: 〈廃棄物〉)

製造過程において木材端材等の廃棄物が発生しており、松原産業では、先述のとおり木質バイオマス燃料として利活用しているほか、建築現場での廃棄物削減については、現在、他社と連携した木材端材の有効利用や新商品開発に向けた検討を行っている。

(3) ワークライフバランス等への取組み

項目	内容									
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減									
インパクト・カテゴリー	PI : 〈健康および安全性〉、〈住居〉、〈教育〉、〈雇用〉、〈賃金〉 NI: 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈民族・人権平等〉、 〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉									
影響を与える SDGs の目標	    									
内容・対応方針	多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働く職場環境の確立									
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇取得率の向上 ・役職者における女性比率向上 ・多様な人材の採用促進 ・業務に必要な資格取得経費は会社が全額負担 ・労働災害事故の発生防止 ・働きやすい環境づくり <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年までに有給休暇取得率の向上を目指す(48.8% / 2022 年 → 58.3% / 2030 年) ・2030 年までに役職者における女性比率向上(1 % / 2022 年 → 10% / 2030 年) ・多様な人材の採用増 <table> <tr> <td>女性雇用</td> <td>24 人 / 2022 年</td> <td>→ 30 人 / 2030 年</td> </tr> <tr> <td>障がい者雇用</td> <td>4 人 / 2022 年</td> <td>→ 5 人 / 2030 年</td> </tr> <tr> <td>外国人雇用</td> <td>0 人 / 2022 年</td> <td>→ 3 人 / 2030 年</td> </tr> </table> ・有資格者延べ人数 27 名 / 2022 年 → 35 人 / 2030 年 ・労働災害の発生件数ゼロ ・従業員に対する社宅の提供の維持 	女性雇用	24 人 / 2022 年	→ 30 人 / 2030 年	障がい者雇用	4 人 / 2022 年	→ 5 人 / 2030 年	外国人雇用	0 人 / 2022 年	→ 3 人 / 2030 年
女性雇用	24 人 / 2022 年	→ 30 人 / 2030 年								
障がい者雇用	4 人 / 2022 年	→ 5 人 / 2030 年								
外国人雇用	0 人 / 2022 年	→ 3 人 / 2030 年								

①ワークバランス・ダイバーシティの推進

(PI:〈雇用〉、〈賃金〉 NI : 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈民族・人権平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉)

厚生労働省が公表した 2023 年「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 62.1% である中、松原産業では、福利厚生の充実、完全週休二日や社内の業務フローの改善を通じて、2022 年末では有給休暇所得率は 48.8% となっており、2030 年までには有給休暇所得率 58.3% を目指すべく、労働環境の改善に注力している。

このため、松原産業では、働き方改革関連法を遵守して、充実した仕事環境を提供するため、全社を挙げてワークライフバランスの取組みを図っている。2024 年 4 月以降は、原則として、時間外労働の上限が月 45 時間・年 360 時間となることから、定時退社の推奨や会社全体での生産性向上を進めている。また、今後は育児休業制度や介護休業制度の積極的な活用や有給休暇取得の推進を進めていくことで、ワークライフバランスの推進を努めしていく。

ダイバーシティの推進に当たっては、女性社員数や役職者における女性比率向上のほか、定年延長や定年退職後の再雇用制度について、松原産業では 65 歳まで再雇用制度を導入しているが、現状、年齢にかかわりなく働きたい従業員に対しては雇用の機会を与えており、働き甲斐のある職場を目指している。

また、障がい者雇用においては、現状では 4 名雇用しているが、今後は増員の方針であり、現在の障がい者雇用に関するノウハウを活かしながら、安心して働くことができる職場環境を引き続き提供していく。なお、現状では外国人の雇用実績はないが、国内の生産年齢人口の減少に伴う人手不足が懸念されるため、将来的な外国人雇用に向けて、働きやすい環境整備等の取組みを図っていくことも視野に入れている。

ア. 従業員一覧(2023年12月末現在)

全従業員数 117名	男性	93名	全従業員のうちパート社員数	0名
			全従業員のうち60歳以上の社員数	23名
	女性	24名	全従業員のうち障がい者枠で雇用した社員数	4名

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

項目	実績(2022年末)	目標(2030年末)
女性社員数	24人	30人
役職者における女性比率	1%	10%
障がい者雇用	4人	5人
外国人雇用	0人	3人

②社内教育の推進 (PI : <教育>、<雇用>)

松原産業では、従業員の資格取得体制の充実にも取組んでおり、業務に必要な資格の取得については、社員のスキルアップを図る教育訓練の一環として、資格取得に必要な経費は会社で全額負担している。

ア. 資格者一覧(2023年12月末現在)

資格名	人数	資格名	人数
1級建築士	1	2級インテリアコーディネーター	1
2級建築士	1	1級ボイラー技士	1
1級建築施工管理技士	1	2級ボイラー技士	2
2級建築施工管理技士	1	1級建設業経理士	2
1級土木施工管理技士	4	2級建設業経理士	1
2級土木施工管理技士	1	木材接着士（日本木材加工技術協会）	2
1級造園施工管理技士	2	木材乾燥士（日本木材加工技術協会）	4
宅地建物取引士	1	木材切削士（日本木材加工技術協会）	2

③労働環境改善に向けた取組み (NI : <健康および安全性>)

松原産業では、労働安全衛生に対する取組みも積極的に行っており、労使一体となり安全で衛生的な職場環境の整備に取組み、日々始業前の朝礼で、安全意識の向上及び作業従事者への安全意識の周知徹底により、労働災害の減少を図っている。

④従業員に対する社宅の提供 (PI : <健康および安全性>、<住居>)

松原産業では、1965年から1972年まで社員のための厚生年金住宅を建設した（合計23棟55戸）。現在は、厚生年金住宅を整備・改装して、19戸10世帯が入居している。社宅入居希望者には、引き続き社宅を提供して、従業員に対して働きやすい環境づくりに努めている。

(4) 地域貢献の取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上
インパクト・カテゴリー	PI : 〈自然災害〉、〈教育〉、〈雇用〉
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	各種地域貢献活動を通じて、地域の発展に寄与する。
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元学生の継続的なインターンシップの受入れ 地域貢献活動の取組み状況 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元学生のインターンシップ受入れ数（5名／2022年度→10名／2030年度） 地域における災害復旧に関する協定締結の維持

①学生インターンシップの受入れ（PI : 〈教育〉、〈雇用〉）

松原産業では、地元企業への理解や関心を深めてもらうことを目的に、地元高校生向けのインターンシップの受入れを行っている。高校生のキャリア教育の一環として、実際に企業や事業所で一定期間職業体験することにより、地元企業への理解を深めてもらうことに加え、将来的な若年層の人材確保を見据えており、2022年度にインターンシップで受入れた高校生全員が、松原産業に入社した実績がある。

ア. 地元学生のインターンシップ受入れ実績

	2022 年度実績	2030 年度目標
インターンシップの受入れ人数	5 名	10 名

②地域における災害復旧に関する協定締結（PI : 〈自然災害〉）

松原産業が会員である「空知建設業協会」では、災害発生時における被害の拡大防止と、被災施設の早期復旧を図るため、北海道空知振興局と防災協定を2013年に締結した。東日本大震災以降、災害対策基本法や北海道の地域防災計画が見直されている中、空知建設業協会では、被災地の位置、最新情報や初期活動等を、施設管理者等と情報共有できる「河川道路等管理情報システム」を構築した。

証 明 書

所 在 地 北海道空知振興局管轄地

商号又は名称 空知建設業協会

許 可 番 号 北防組連合会第2種第1種

代 表 者 名 松原 伸

上記の者は平成25年7月1日付で北海道空知振興局長との間で締結した災害時における応急対策業務に関する総目協定書に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

令和 6 年 3 月 31 日

一般社団法人 空知建設業協会
会長 伸子邦

③その他の取組み

ア. 地域社会への貢献活動

松原産業の地域社会への貢献に関する以下の取組みは、会社所在地の自治体等への寄付により経済発展や地域振興に貢献している。松原産業は事業活動だけではなく、地域貢献活動を通じて、地域にとってなくてはならない存在を常に目指している。

図表 9 参考 松原産業の地域貢献の主な実績（抜粋）

1951	町民に娯楽を提供する目的に栗山映画劇場を設立
1961	松原育英会を設立（奨学資金 10 百万円 10 年計画） 角田小学校ヘピアノを寄贈（29 万円）
1964	社内奨学金制度発足
1965	社員のための厚生年金住宅建築始める（合計 23 棟 55 戸）～1972まで
1969	栗山町学校施設に 1 百万円を寄付
1972	栗山町商工振興事業に 3 百万円を寄付
1973	栗山町商工振興事業に 4.5 百万円を寄付 栗山町消防施設に 2 百万円を寄付
1976	栗山町 栗山公園整備事業に 4 百万円を寄付
1977	栗山町社会福祉事業に 1 百万円を寄付
1978	創立 30 周年当たって、栗山町に 10 百万円を寄付
1980	栗山町交通安全施設に 1 百万円を寄付 栗山町教育振興に 5 百万円を寄付
1988	栗山町教育振興に 10 百万円を寄付
1989	札幌市に北 27 条東 15 丁目公衆用道路 1,795 m ² （時価 222 百万円相当）を寄贈
1990	栗山町教育振興に 10 百万円を寄付
1991	栗山町に 10 百万円を寄付 緑と水の森林基金に 10 百万円を寄付
1993	修学支援を目的とした松原育成会を発足
2004	栗山消防署へ指令車を寄贈（6.5 百万円）
2005	栗山消防署へポータブルキャフス（消火器＝消防銃）を寄贈
2006	栗山町に議会中継システム 3 台を寄贈（約 5 百万円）
2007	栗山町へ 5 百万円を寄付
2010	栗山町へ 3 百万円を寄付 栗山町湯地にモデルハウスを建設、町に貸与（34 百万円相当）
2015	栗山町に ipad120 台、電子黒板 6 台を寄贈（10 百万円相当）
2016	栗山町へ 10 百万円を寄付
2018	栗山小学校 5 年生を対象とした山林造材現場見学会を開始
2023	栗山高校女子野球後援会に 1.4 百万円を寄付

（出所）松原産業

イ. 「松原記念奨学基金」による地域貢献活動

松原産業の初代社長である松原武吉氏が、会社所在地である栗山町の発展及び社会文化の発展向上の趣旨のもと、1960 年に育英資金として 1 百万円を栗山町に寄託し、翌年の 1961 年に「松原育英会」が発足し、1969 年までの 10 年計画として 10 百万円を拠出、その後、公益信託による「松原育英会」として改組した。1993 年には「松原育成会」が発足、その発足前の 1992 年当時までの実績は大学生 206 人、高校生 268 人、社内においては従業員の子弟にも支給され、奨学生を受けた学生は延べ 1,427 人であった。

現在は、「松原記念奨学基金」として、奨学生の公募等は栗山町教育委員会が行い、松原産業は引き続き寄贈しており、毎年度、基金運営委員会で選考した奨学生 8 名に対して毎月 3 万円の支給を継続している。

図表 10 松原記念奨学基金の概要

目的	経済的な理由により、就学が困難な方に対して奨学生を給付
対象者	町民または栗山高等学校卒業者で、高等専門学校の 4・5 年生及び大学、大学院、専修学校に在学並びに入学予定者
奨学生	・月額 3 万円（年間 36 万円） ・年 4 回支給（返還の必要なし） ※奨学生は 4 回の支給後、近況報告・学業報告が必要となる。
選考方法	基金運営委員会で選考のうえ本人に通知

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

松原産業の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

①国産材の利用促進、植樹活動の推進

	ターゲット	内容
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進とともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

期待されるターゲットの影響としては、国産材の利用促進、植樹活動の推進により持続可能な森林形成に貢献する。

②環境配慮に向けた取組み

	ターゲット	内容
	7・2	2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

期待されるターゲットの影響としては、再生可能エネルギーの活用等による廃棄物削減に向けた取組みを推進することで、持続可能な社会づくりに貢献する。

③ワークライフバランス等への取組み

	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	4.3	2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようとする。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働く職場環境の確立に寄与する。

④地域貢献の取組み

	ターゲット	内容
	4.3	2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようとする。
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

期待されるターゲットの影響としては、各種地域貢献活動を通じて、地域の発展に寄与する。

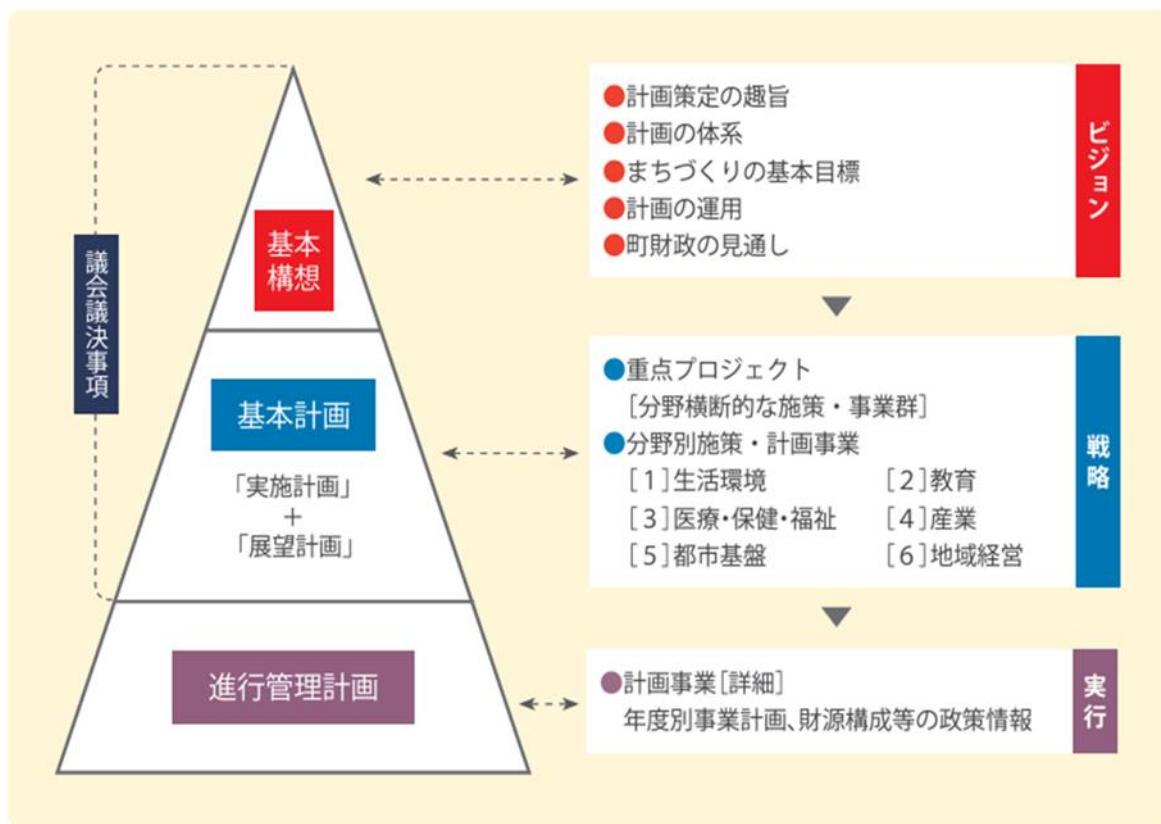
(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

①栗山町第7次総合計画の概要

松原産業が拠点を置く北海道栗山町（以下、栗山町）では、1971年（昭和46年）より7期にわたり総合計画（以下、本計画）を策定し今日の「まち」の礎を築いている。2022年度（令和4年度）をもって第6次総合計画が終了し、2023年度（令和5年度）から第7次総合計画期間がスタートしている。現行の第7次総合計画は、2023年度から2030年度（令和12年度）までの8年間の計画期間におけるまちづくりの基本目標として、まちの将来像をはじめ重点政策方針や計画期間中の目標人口、分野別政策の基本方針及び町財政の見通しを定めている。なお、本計画は「基本構想」、「基本計画」、「進行管理計画」の3層で構成され、このうち「基本構想」と「基本計画」の策定・改定・見直し等は議会の議決の対象となっている。

基本構想	基本構想は、まちの将来像や重点政策方針、分野別政策の基本方針など、まちづくりの基本目標を定めるほか、計画の財源（町財政の見通し）、改定・見直し手続きなど、計画の運用に関する基本ルール等を定めている。
基本計画	基本計画は、分野別政策の基本方針に基づく施策・計画事業を定めるほか、重点政策方針に基づく分野横断的な重点プロジェクトを定めるものである。
進行管理計画	進行管理計画は、基本計画における個々の計画事業の進行を適切に管理するため、年度別の事業計画（事業内容と事業費）や、財源構成等を記載した詳細な政策情報であり、毎年度、事業評価の結果等を含めて公表する。

図表 11 栗山町第7次総合計画の主な概要



（出所）栗山町第7次総合計画

②本計画とSDGsとの関連

本計画は、4つの重点プロジェクト、6つの分野別施策を定め、具体性の高いものとなっている。また、本計画では、国が取組みを推進するSDGsの理念や目標を取り入れている。栗山町のまちづくりの目指す方向とSDGsの目指す目標は共通しており、総合計画の各施策を実施することで、SDGs達成に向けた取組みを推進するため、分野別施策にSDGsの目標（アイコン）を表記している。主な個別内容は以下のとおり。

図表12 本計画とSDGsとの関係性

分野別施策	計画事業	主な内容	SDGsの17の目標との関係
生活環境	ごみ処理	中間処理を行い再資源を推進 ごみの正しい知識の普及啓発と協力体制づくりの推進 安定したごみ処理体制の構築 ごみ処理施設・設備など計画的な更新・修繕	
		環境・エネルギー 温室内効果ガス排出抑制など地球温暖化対策の推進	
		防災 防災知識啓発、地域防災活動の推進 災害時の危機管理体制の充実	
		消防・救急 消防車両などの計画的な更新 消防隊員の装備品の整備、更新 AEDの活用など救急救命講習の実施 消防団施設の更新など、消防団活動の充実・強化	
	生活安全	交通安全運動及び交通安全施設整備の推進 高齢運転者の免許証自主返納の支援 地域の防犯・安全運動の推進 消費生活に関する啓発活動の支援や相談窓口の充実 墓園・墓地の環境づくりの推進	
		ICTの利活用の推進 幼保小中一貫教育連携プログラムの推進	
		学生寮の計画的な改修と施設運営の改善 学校経営基盤の確立を図り、超高齢社会を支える優れた介護福祉士を養成 福祉・介護分野における高専一貫教育プログラム開発・実証事業の実施 栗山高校の生徒確保と希望進路を実現する支援策の充実 栗山高校「魅力化ビジョン」の推進	
		生涯教育 家庭教育の機能を高める啓発・支援 青少年の体験活動機会の提供 町民の多様な学びの機会づくり 町民の読書活動を支援 地域と学校が連携・協働した教育活動の推進	
教育	学校教育	国蝶オオムラサキの生息環境の保全・再生、生態の公開 ハサンベツ里山づくりの町民活動を支援 ふるさと自然体験教育の推進と「雨煙別小学校 コカ・コラ環境ハウス」の利活用	
		スポーツ 生涯スポーツの推進	
		芸術・文化 町民が芸術文化に親しむ環境づくりと芸術創造のまちづくりの推進 ふるさと栗山の文化財保護・活用や郷土芸能の継承活動の推進	
		国際・地域間交流 少年シット派遣事業の実施 姉妹都市（宮城県角田市）、被災地などの青少年交流事業の実施	
		保健 生活習慣病等の早期発見・治療に向けた健（検）診と疾病の重症化予防の実施 妊娠前から乳幼児期の健やかな発達・発育を支援し、次世代の健康を支援 マイナ保険証やオンライン診療導入支援制度の創設などデジタル化を推進 新型コロナウイルス感染症対策の推進	
	地域医療	地域に必要な医療水準の維持 栗山赤十字病院改築事業の推進	
		児童福祉 子ども医療費の助成拡大の実施 子育て家庭の支援や子育てやすい環境の充実 児童の健全な遊び・活動の場と放課後の居場所づくりの推進 保育園、ごも園など連携を図り、保育・教育体制を充実 心身障がい児の療育サービス利用に係る費用負担の軽減	
		高齢者福祉 高齢者の介護予防事業の推進 生活支援を中心とした地域包括ケアの充実 介護人材の育成	
		地域福祉 高齢者の社会参加と地域の支え合い活動の充実 ケアラー支援の充実	
	障がい者福祉	障がい者の社会参加と自立した地域生活の支援 障がい者への専門的な相談支援体制の充実	

分野別施策	計画事業	主な内容	SDGsの17の目標との関係
産業	農林業	地域の中心的な役割を果たす人材の育成 多彩な人材の確保・定着を推進 道営事業による計画的な基盤整備と施設の維持管理 畠地帯の計画的な基盤整備の推進 持続可能な農業生産体制の構築 森林空間の新たな活用の推進（ゼロカーボン意識の醸成）	
		魅力ある商店街づくりの推進 積極的な企業誘致活動 工業団地の造成	
		ファブボ栗山を開拓、「まちの未来を開拓する担い手」づくりを推進 地域資源を磨き上げ観光・交流による地域経済活性化を推進 栗山町への移住・定住の促進	
		「クリエイトするまち栗山町」の地域ブランドを活かし、関係人口を創出 雇用労働実態調査・南空知4町の「通年雇用促進支援事業」等	
		栗高生対象の就職前職業ガイダンスの実施 など	
	商工業	幹線町道の道路改良・舗装や交通安全対策の実施 国道及び道道の整備促進 町道の道路環境の維持・向上 地域公共交通の維持・確保と利便性の向上	
		住宅団地の造成 若者、子育て世代が定住しやすい環境の整備 公営住宅の整備・改修 生活環境保全と防犯のための空き家対策 住宅の居住性や住環境の向上	
		水道管・水道施設の計画的な更新 下水道施設の計画的な更新	
都市基盤	河川	河川環境の改善と水害の防止	
		旧継立中学校施設の活用など南部地域の振興 将来を見据えた市街地整備の検討・推進	
		錦地区の街なみづくりの推進 景観資源の保全・活用	
		公園施設の計画的な修繕・更新	
	街なみ・景観	町民主体の地域づくり活動の支援	
		適正かつ効率的な行政運営に向けた内部統制の推進 ふるさと納税制度の効果的な運用	
		町税収入等の収納率向上 多様な地域課題・ニーズ等に対応できる行政職員の育成	
		DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 議会ICT化を推進し、情報公開と共有及び町民参加の機会を保障 広域連携による地域づくりの推進	
地域経営	行政経営	公文書等の適切な公開と情報提供の推進 広報ぐりやまの発行など、行政情報を広く発信	
		情報収集・発信体制をつくり、町民との情報共有や町外への情報発信を充実 町長のまちづくり懇談会やふれあい訪問を行い町政の町民参画を推進	
		町民との情報共有制度「くりやまキャッチボイス」の運用 自治基本条例に基づき、町民への情報提供に関する仕組み及び町民参加機会を充実	
		町行政における女性活躍、男女共同参画の推進	
	情報共有と町民参加	職場・地域等における女性活躍、男女共同参画の推進	
		公文書等の適切な公開と情報提供の推進 広報ぐりやまの発行など、行政情報を広く発信	
		情報収集・発信体制をつくり、町民との情報共有や町外への情報発信を充実 町長のまちづくり懇談会やふれあい訪問を行い町政の町民参画を推進	
		町民との情報共有制度「くりやまキャッチボイス」の運用 自治基本条例に基づき、町民への情報提供に関する仕組み及び町民参加機会を充実	
		町行政における女性活躍、男女共同参画の推進	
		職場・地域等における女性活躍、男女共同参画の推進	

(出所) 栗山町第7次総合計画

③本計画と松原産業の事業活動等との関連性

本計画を基に、松原産業の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下の基本目標と個別目標への取組みが認められ、松原産業は自社の事業を通じて栗山町の掲げる本計画に対して十分に貢献していると考えられる。

分野別施策	計画事業	主な内容	本計画とSDGs 17の目標との関係性	松原産業の取組み
生活環境	環境・エネルギー	温室効果ガス排出抑制など地球温暖化対策の推進	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  12 つくる責任つかう責任  13 気候変動に具体的な対策を 	再生可能エネルギーの活用
産業	農林業	多彩な人材の確保・定着を推進	8 働きがいも経済成長も 	ワークバランス・ダイバーシティの推進
		森林空間の新たな活用の推進（ゼロカーボン意識の醸成）	13 気候変動に具体的な対策を  15 陸の豊かさも守ろう 	植樹活動の推進
	雇用環境	雇用の確保と労働環境の向上	8 働きがいも経済成長も 	ワークバランス・ダイバーシティの推進

6. 【松原産業】のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

松原産業は、松原代表取締役社長を最高責任者とし、事業活動とインパクトレーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組み内容の抽出を行っている。取組み施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、松原代表取締役社長を最高責任者として、銀行に対する報告を山崎専務取締役が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、松原代表取締役社長が統括し、達成度合いを山崎専務取締役がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

【松原産業】の責任者	代表取締役社長 松原由典
【松原産業】のモニタリング担当者	専務取締役 山崎 康弘
銀行に対する報告担当者	専務取締役 山崎 康弘

7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行と松原産業の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヵ月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上